

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う G-NET しが YouTube 利用要領

(目的)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症拡大対策として滋賀県立男女共同参画センター“G-NET しが”（以下、センターという）の男女共同参画推進に関する情報を発信するために、YouTube を利用して実施する動画配信について必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) YouTube Google LLC. がインターネットにおいて提供する動画共有サービスをいう。
- (2) アカウント YouTube 上において動画を管理するために取得した権利およびユーザー名をいう。
- (3) 公式アカウント センターが管理するアカウントをいう。
(https://m.youtube.com/channel/UCWY2rSHK_g6pFAI6dKFP48A)
- (4) 公式チャンネル 公式アカウントで管理され、センターの動画が掲載されているチャンネルをいう。

(運用管理者)

第3条 公式アカウント、公式チャンネルの運用管理は男女共同参画センター所長（以下、「運用管理者」という。）が行う。

2 運用管理者は、公式アカウント、公式チャンネルの適切な運営を行うため、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) YouTube 上への情報の掲載および削除等の承認、指示
- (2) ユーザー情報やパスワード等の管理
- (3) 掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応
- (4) その他、適切な運用を行うために必要な事項

(掲載内容)

第4条 公式チャンネルでは次に掲げる情報を提供する。

- (1) センターの取り組みの紹介等、男女共同参画の推進に関する情報
- (2) その他運用管理者が適当と認めるもの

2 センターが別途定める「男女共同参画センターソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づき、適切な情報の提供に努める。

(アカウント運用者の明示)

第5条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、公式アカウントのユーザー名等を滋賀県ホームページ上に明示する。また、公式アカウントの自己紹介欄には、「男女共同参画センターソ

「ソーシャルメディア利用ガイドライン」が閲覧できるアドレスを表記する。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項は男女共同参画センター所長が別に定める。

付則

本要領は、令和2年7月19日から施行する。